

## 県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会会議録

日時 令和4年6月15日（水） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午前11時37分

場所 委員会室棟第4委員会室

委員出席者 委員長 卯月 政人  
副委員長 臼井 友基  
委員 白壁 賢一 乙黒 泰樹 志村 直毅 向山 憲稔  
宮本 秀憲 山田 七穂 古屋 雅夫 桐原 正仁  
佐野 弘仁

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事（次長事務取扱）関 尚史  
資産活用課長 鈴木 孝二  
林政部長 入倉 博文 林政部次長 信田 恭央  
林政部技監 鷹野 裕司 森林政策課長 小澤 浩  
県有林課長 末木 洋一

議題 県民のための県有地の貸付及び賃料に関する件

会議の概要 執行部から、再調査の現状等について説明を受けた後、質疑を行った。

### 主な質疑等

向山委員 丁寧に調査をしていただいたことがこの調査票を見るとわかります。95件について、特別委員会の中でもかなり議論をして、賛否いろいろある中で、最終的には可決となりましたが、この4件、特に3件については、議連、また、予算特別委員会の調査によって再調査が行われたと承知しています。

先ほど課長から一部認識が違うところがあったという謝罪の言葉もありましたが、まず、調査が中途半端になってしまった、事実と異なることになってしまったことをどのように認識されていますでしょうか。

末木県有林課長 前回の調査につきましては、減免措置基準に、例えば法人格であるとか、使用目的であるとか、そういった外形上の属性を現地も見た中で当てはめてやるという方針でした。実態の部分を反映させなかったため、乖離が生じてしまったものと思っております。

向山委員 そうしますと、かなり大規模な調査を限られた人員でやらなければならないので、職員の皆さんは大変だと思います。ただ、事実と違う状況で議会で諮ってしまった部分はあると思いますので、今後、一つ一つ見直していくことになると思いますが、同じようなことにならないように、どのように対応していく考えか、お聞きします。

末木県有林課長 今回優先して行った3件の再調査の方法ですが、まず、現地を再確認しました。それで、過去からの書類や契約を一から見直す作業をしました。そして、賃借人へのヒアリングを何度も繰り返しました。委員の皆様にお諮りをして、このやり方でよろしければ残りを進めたいですし、意見をいろいろと頂戴する中で、もっとこうした方がいいというものがあれば、それも加え、今後の調査を進めていきたいと思っております。

向山委員 本来に限られた人員の中でやっていると思いますので、林政部だけでなく、総務部も含めた県庁全体でどういう形で補強してやっていけるのか考えて、一部に負担がかかりすぎないように県庁全体で取り組んでいただきたいと思います。

その中で、今回、天使園については、建造物が未承認であることや、利用実態がないことが発覚する中で、これまでよりも、よい形で土地が利用できるようになればいいと思いますし、エイト・カントリーは、知事がおっしゃっている県有地の高度利用という観点で考えると、本当に高度利用になっているのかと疑問に思いますが、契約時に県としての要望・考え方を伝えるなど、今後の方針をどのように考えているのか、お伺いします。

末木県有林課長 エイト・カントリーについて申し上げますと、契約途中であり、高度利用という、例えば権利金をいただくとか、名義変更料等が考えられますが、契約途中のものに対して行うことは困難であると思っております。新規の契約については検討していく必要もあるのではないかと考えているところです。

向山委員 エイト・カントリーの権利金の話もいただきましたが、確認ですが、県の新たな方針としては、賃借人から転貸をする場合は権利金をいただくという方針が山中湖の土地でありました。エイト・カントリーについては、転貸の再転貸で、地方公共団体が間に入っているから該当しないという答弁が予算特別委員会であったと思いますが、今後は、権利金を徴することも検討されるということでしょうか。

末木県有林課長 エイト・カントリーにつきましては、契約の途中であること、また、県の契約相手方は北杜市でございますので、現在のエイト・カントリーの契約について、これから権利金を徴するという考えは持っていません。

向山委員 そこが、なかなか納得することが難しいところですが、別荘事業をやっていて、一方では、新規に貸し付けた場合は県としてしっかり権利金を徴収すると言っているのに、エイト・カントリーの場合は、間に北杜市が入っているから権利金は徴収しないというのが納得できないです。間に自治体が入るから取らないのであれば、例の山中湖別荘地の権利金も同じようにしないと公平性が図れないと思います。取るのであれば両方から取るし、取らないなら両方から取らない方が、県がやる事業の公平性・平等性から考えると順当だと思いますが、そこはどのようにお考えでしょうか。

末木県有林課長 公平性は非常に大事だと思いますが、現在の契約の条項にないものについて、途中から改めて、例えば、この改定の時期で入れるという考え方もあるかもしれませんが、それは非常に難しいと思っております。新規契約については検討していくという考えもあるかと思いますが、続いている契約につきましては困難ではないかと考えております。

向山委員 山中湖の方は違法無効で契約が存在しないから、これからやるとすれば新規

の契約になるから、そこからは取るけれども、エイト・カントリーは、違法無効ではなく、契約は存在しているから取らないという論理構成ってことですね。

末木県有林課長 山中湖の件につきましては訴訟が進んでおりますので、ここについてどうするということを今申し上げられません。エイト・カントリーについては、今、私が申し上げたとおりです。

向山委員 今の話を自分の中で理解すると、契約が続いているものに関しては、権利金は取らない。でも、新たに貸し付けて、新規契約を結んだものに関しては、別荘事業として権利金を受け取る場合は、県にきちんと納めてもらうという認識でいいですね。山中湖は、契約の有効性が争われているから、有効だったら取らないし、有効ではなかったら取るという認識でいます。

末木県有林課長 継続中のものについて取るのは困難だと考えております。ただ、新規のものについて、絶対取るのかという、そこまでの結論には達しておりませんので、ここでどうしますという答弁まではできないところでございます。

向山委員 要領の中にあっただと思いますが、権利金については、まだ決定ではなくて、これから、もしそういうことがあった時に、その要領に基づいて検討していくという認識でよろしいですか。

末木県有林課長 委員がおっしゃったのは、一般の県有地の要領だと思いますが、一般の県有地は要領もできまして、そのとおりに進めていきます。  
恩賜県有財産は条例がございまして、今後の一般県有地を参考に考えていきますので、一般と同じになるかどうかはまだこれからでございます。

向山委員 権利金についてはわかりました。  
それと、再転貸があった場合、県はどのように対応するかですけれど、今回の場合も、転貸がされていて、さらにその先の再転貸もあり得ると思いますが、現状は契約上、転貸はしないということで、許可を得るという契約書になっていると思います。再転貸先の許認可は基本的に全て取っているのか、取っていないのか、そこについてお伺いします。

末木県有林課長 転貸の時は当然承認をもらいますが、再転貸につきましても、転貸者から県に承諾を求めています。県としましては、再転貸先の情報もきちんと把握をしているということでございます。

向山委員 北杜市の恩賜県有財産保護組合は貸地という形で、誰かに貸すような状況の写真がありますが、県が貸し付け先について適切かどうかをきちんと判断して、さらに、その貸し付け先が、例えば、アパートやマンションをそこに建てて、誰かに賃貸業としてやるような場合も、一人一人の入居者を県が管理する、承認を受けるという仕組みで、今後も行っていくという考えでしょうか。

末木県有林課長 再転貸につきましても承認を求めていますので、再転貸先の方が、例えば暴力団関係者などであれば断ります。ただし、県が恣意的にこれは承認できる、これは承認できないということではできないと思いますので、基本的には、何か法に触れない限りは承認になると思いますが、県としても再転貸先の承認を求めているという考えでございます。

向山委員

課長がおっしゃったとおり、まさに恣意的に、転貸先がいいとか悪いとか、一番重要だと思いますけれど、法に触れない範囲で再転貸は重要なところだと思います。県有地という名で貸し付けているところをどういう方が借りていて、どういう事業をやられているかも含めて、きちんと管理して把握していくことが大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、県民共有の財産として、県民利益になっているのかということが、この県有地の貸付の見直しの大きなポイントだと思いますが、今回の4カ所それぞれですが、どの部分が県民利益になっているのか、県民共有の財産として活用できるのか、確認をしたいと思います。

末木県有林課長

1件ずつ個々に、例えば80番が県民の利益としてどうかという考えは少し難しいと思いますが、全体の中で、今回、賃料のベースとなる根拠を見直したわけでございます。それは、将来に向けてもベースになって進んでいきますので、全体を見た中で、将来に向けて県民の利益になるものであると考えております。

向山委員

保護組合などは入会権も絡んでいるので、単純に県民共有の財産としての県民利益といっても難しい部分は重々承知をした上で、例えばエイト・カントリーが別荘を販売することが、どういう形で県民共有の財産として県民に利益還元ができているのかを県民の皆さんに理解してもらわないと、県が今やっている施策とか、県有地の利用方法、契約方法の見直しというところの理解が広まっていけないと思います。そういう意味でいくと、民間事業者が別荘事業をやるのが県民利益になるのかわかりにくいと思いますが、例えば、エイト・カントリーはどういう形で県民の利益還元に寄与しているのか、県の考えをお伺いします。

末木県有林課長

エイト・カントリーに限定して申し上げますと、これは昭和40年、旧高根町の時代から、地域活性化のための施策としてここまで来ています。エイト・カントリーの運営が、市の施策として、地域に貢献をして活性化しているところがメリットではないかと考えます。

向山委員

別荘事業が地域活性化に寄与しているところが県民利益ということでよろしいですか。

末木県有林課長

そのとおりでございます。

向山委員

他の別荘地もありますけれども、それが地域活性化になることが、県民共有財産の県民の利益になることを確認できました。今回、これ以外の案件もたくさんあると思いますけれど、ぜひ一部の団体・事業者の利益という観点ではなくて、県民共有財産の中でどのように高度利用が図られるのか、県民にどのように利益が返ってくるのかを、ぜひ、今後も調査をして、必要があれば議会に報告をいただければと思いますので、よろしくお願います。

佐野委員

議案84号の天使園の件についてお聞きします。

その前にまず、なぜ今回のような間違いが発生したのか。いわゆる確認不足だったことは否めないと思います。議会に報告をする案件に対して間違いがあったことは、我々は議論の中で様々な証拠や成果物等を見ながら議決をしていきますので、そこに間違いがないような形で、今後は、資料等について正確性を持って提出をしていただきたいと思います。謝罪がありましたので、議会の委員会として、それを受け入れる形はとりたいと思いますが、今後については、ぜひそういう形をとっていただきたいと思います。

それでは、先ほどの議案84号の天使園について、議連で私も現地を確認させていただきましたが、墳墓があるかと思えます。資料13ページの⑤の石碑の写真に墓というように映っていますが、これはお墓という認識でよろしいですか。

末木県有林課長 確かにお墓と書いてございますが、天使園に確認したところ、お骨は入っていないそうです。碑として建てたという話でございました。

佐野委員 ここは、非常に重要になってくるので、そこに納骨されていないかをしっかり確認していただきたいと思えます。釈迦に説法になってしまいますが、参考に、墓地、埋葬等に関する法律の2条の4項、それから2条の5項に定められておりますし、都道府県知事が承認したところでない限りは、お骨は納骨できないので、宗教施設、あるいは記念碑という形であっても、基本的には少し違和感を覚えますので、この墓という明記が良いかどうかに関しても、しっかりとやっていただきたいと思えます。当然違反した場合は20条に罰則がありますから、しっかりと、本当にお骨がないのかどうかを明確にしておいた方がよいと思えますので、よろしくをお願いします。その辺についていかがでしょうか。

末木県有林課長 県でも、お墓とあったので、墓地であれば、この敷地の中にあってはいけない、法律に抵触すると思ったので、天使園に直接確認しました。海の事故で亡くなったという話でございまして、碑を建てたが、ここに埋葬はされていないとの確認ができました。

佐野委員 昭和49年7月に設置許可した後に、勝手に建てたことはよくないと思えますので、今後、この3カ所について、そういう形のものもしっかり確認をされると思えます。こう思っていたけれど、実際に見てみたらこうだったと。今回の3件の間違いは全部そこに起因するので、今回のいわゆる新たな減免に関わることで、決まりごとを決めて、実際にそれを施行するのであれば、正確に調査をしなければいけないと思えますので、3件以外についてもしっかり確認をしていただきたいと思えます。その他、この95件以外についても同じことだと思えますが、その辺についていかがでしょうか。

末木県有林課長 95件について、全部同じレベルでやっていく必要があると思えます。ただ、我々も今回のこのやり方でいいのかどうか、委員の皆さんからも意見を頂戴しながら、改めて、実態を踏まえて、再度一から見直してみることが必要だと思っております。

佐野委員 95年間、県有地を貸し付けてから正確な決まりごとはなかったもので、閾値を引いた。さらに、規定をはめ込んでみたけれども、それぞれ決まりごとのない中で、さまざまな形になっている部分もあったので、今回はそれを正確にしましょうということなので、ケース・バイ・ケースで変わってくると思えます。そこについては一律論ではなく、条件に応じた形で決めていくこと、いわゆる付帯事項というか、ただし書きを設けていかないと、今回のような問題になるのではないかと思います。ただし、決めごとを設けることは非常に重要だと思えますので、今後もしっかりと進めていただきたいと思えます。

志村委員 参考までに教えてほしいですが、例えば議案80号について、当初契約が昭和30年8月とのことですが、契約当時の賃料はどのくらいだったのですか。

末木県有林課長 すみません。今、手元に資料がございませんので確認して報告をさせていただきます。

きたいと思います。

志村委員 もし確認していただけるようであれば、議案78番の石堂山恩賜県有財産保護財産区も、昭和9年に最初の契約を交わしたときにはどのぐらいの金額だったのか、現在の貨幣価値とは違うと思いますが、それもお願いしたいです。あわせて、議案84号の天使園、101号のエイト・カントリーの契約当時の賃料も参考にお聞きしたいと思います。あわせて確認していただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

末木県有林課長 最初の契約時の賃料がどうだったのか、確認をして後ほど御報告をさせていただきます。

志村委員 時代の経過とともに賃料が変わってきています。賃料改定については、契約上、盛り込んでやってきていると思いますので、その変動を参考までに確認したいということで、御理解いただければと思います。

それから、天使園さんについて、再調査の結果、場合によって契約解除も視野に入れるとのことですが、現状を見て、最初に減免の対象とした要件には全く当てはまらないことが確認できたと説明されたと思っておりますけれど、そういうことですね。

末木県有林課長 2月の議会で提案をさせていただいた時は、使用の目的であるとか、法人格であるとか、外形上の属性を基準に当てはめて判定をしておりました。それ自体は間違いであったという認識ではございません。それはそれで、間違いではなかったのですが、さらにそこから実態を踏まえろという意見をいただいた中で、実態を加え、今回、このように修正をさせていただいたということで、どちらも間違いではないという認識であります。

志村委員 間違いでないと言い切れるのであれば、貸付側の日常的な管理・監督が不十分だったということになると思いますが、それでよろしいですか。

末木県有林課長 利用自体が全くない状況でございましたので、ふだん何を見ていたんだと言われると、返す言葉がないところでございますが、繰り返しになりますが、減額については、2月の議会の時は外形上で考えてお出しをしたところでございますけれども、今回は実態を踏まえた中で、再度考え直して出したという状況でございます。

志村委員 今回、再調査をしてみたらこういう現状だった。何かが起こらなければ、判断が間違っていた、管理が不十分だったという何かがなければこういう結果にはなっていないはずですね。それを追及したりしようとしているわけではなくて、そこは認められた上で、これからどうしていこうという話にしていくためにこの特別委員会もあると思うので、それを踏まえて、今後の話をしていた方がいいかと思いますが、いかがですか。

末木県有林課長 結果として、このような修正を加えたわけでございますが、2月の議会では外形上の考え方であげたわけでございますけれども、現地確認については足りていなかったのではないかと感じております。

志村委員 わかりました。財産区にお貸ししているところ、あるいは地方公共団体にお貸しして、その先は商業利用しているところも、所在市町村交付金がかからないこ

とになりますと、「県民利益になるかどうかは全体を見て」と先ほど課長も言っておられましたが、全体を見ると、そういうところに交付金が発生しないような形で、しかも、天使園で言えば、貸付の目的から外れた形で長年放置されている状況になっているので、大変かと思えます。他の案件もこのやり方でいいのかということもありましたが、やり方はともかく、まずはやっていただかないとやり方の判断もしようがない。

ただ、そうは言っても、次の賃料改定が3年後となれば、令和5年度末には、次のお示しをしなければならぬ。大変かと思えますが、どのくらいの期間をめぐりに、見直しの作業、再調査をされていく考えなのか、お願いします。

末木県有林課長 現在、まだこの4件しか動いてないですが、これから直ちに残る91件の調査をスタートさせます。ただ、今回やってみて、1件にかなりの時間と労力がかかることがわかりました。しかし、この特別委員会の調査期限が9月議会末まででございますので、そこを目指して、それまでにすべての件を報告できるように努力したいと考えておるところでございます。

志村委員 通常業務もある中で、この大変なことに着手した以上は、少しスタッフを増員してでも、取り組んでいただきたいと思えます。大変ですけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

それで、再調査も踏まえての先の話になるかもしれませんが、やっぱり広い意味で、恩賜県有財産管理条例とか、施行規則に基づいた、その一番のもとになる考え方をもう少し突き詰めていかないといけないのかなと感じています。今回のように、間に地方公共団体が入ってその先に商業利用しているとか、そもそも財産区って何のために設置されているのかとか、商業利用するために財産区があるのかということも踏まえて、一般県有地とは異なる県有林をどういう形で貸し付けていくのか、利活用していくのかを、再調査をしながらでも、もう一度考え直していただく必要もあるかなと思えます。その点についてはいかがですか。

末木県有林課長 恩賜県有財産につきましては、恩賜県有財産管理条例に基づいて貸付等が発生しておりますので、それをいきなり変えるのではなく、95件の再調査を通じて、今後に向けてどうするのか。まだ決まってないので何とも言えないところではありますけれども、まず95件をやって、何が見えてくるのかという整理から始まるのかなと思っております。

志村委員 その際には、過去にあった森林総合利用協議会のような外部のいろいろな立場の方々から、県有林のあり方や利用についてアドバイスをいただく。もちろん、県の考え方とあまり逸脱するようでは困ると思えますが、そこに、高度利用という考え方も含めて議論・検討するような開かれた議論をする方向性もあるかと思えます。現在は森林総合利用協議会をやっていないと思えますが、そういうものも検討いただきたいと思えますが、その辺いかがですか。

末木県有林課長 まずは95件の調査が最優先で、その後、どうやって取り組んでいくかは、頂戴した意見も参考にさせていただきます。

志村委員 再調査や実際に貸し付けが進んでいる現状で、県の考え方があっちに行ったりこっちに行ったりはできないと思えますが、新規の貸付の時には、権利金を取ることも検討されるかもしれない。今、契約が継続している中で、こういう新たな算定をして、新規賃料を出していること自体もかなり苦しいと思えます。です

が、それは置いておくとして、エイト・カントリーの別荘事業は北杜市の地域活性化につながっていて、ひいては県民利益になっているとおっしゃっていましたが、これは県がやっても同じですよ。県が清里の森などで別荘事業をやっても県民利益につながっているということによろしいですか。

末木県有林課長 県全体の利益という意味では、そういうところがあると思います。まさにその例が、委員がおっしゃった清里の森でございますが、エイト・カントリーは昭和40年に旧高根町が動き出した経緯があるので、北杜市と契約をしているところで、違いはそこでございます。

志村委員 最後に、考え方として、県がやっても市がやっても県民全体の利益につながる事業であるとの認識でよろしいですか。

末木県有林課長 ひいては県民全体の利益になりますけれども、特に、北杜市の事業としてやっているの、一番のポイントは、やっぱり北杜市の施策で、北杜市のっていう部分であると感じています。

志村委員 承知しました。県が、例えば昭和初期からやっている事業も県民全体の利益につながっているということだと確認できました。

山田（七）委員 今回の調査を踏まえて県の調査がずさんだったことは私もそう思います。各委員の話聞いていて、確かに、現在どのように使っているかは非常に大事だと思いますが、天使園は、昭和23年から戦災孤児救済を目的に施設を利用しているというすばらしい取り組みをしているわけです。今は、資金繰りが厳しくてやっていないかもしれませんが、私は、そういう今までやってきた歴史的なものの重要性も賃料に少し反映してあげないとかわいそうだと思います。そういった歴史的な貢献度の判断基準は非常に難しいと思いますが、ただただ現況で判断するというのは、私は少し間違っているような気持ちがありますが、その辺はどのように思いますか。

末木県有林課長 天使園は今回、減免を取りやめるという判断をしたところでございますが、少し特殊であると考えておまして、長い間、利用している実態がなかったということ。それから、施設自体もあそこまで老朽化してしまうと、それを直すのに時間とお金もかかること。この短い間で、同じ事業をすぐできるとは思えないのですが、天使園さんはそれをやりたいという意思があることは何度も聞いておまして、計画を出してくださいと言っているのですが、出てこない。そういったことを総合的に考えて、今回こういう判断をしました。これについては少し特殊で、すべからず全部こうだという考えではございません。

山田（七）委員 わかりました。建物がああなるまで県が管理を放置していたことにも責任はありますけれども、今まで尽くしてきた歴史、貢献度も少しは考慮してあげたい気がいたします。

それと、エイト・カントリーに関してですが、先ほど市がやろうが県がやろうが一緒だという話があったと思いますが、それはそれで一つの考え方だと思いますが、私は、地域の実情を知っている市町村が、県の土地を借りて事業を行うことが市町村の活性化につながり、また、しっかりと賃料をもらい、それが市町村に還元されるという考えは、非常にいいことだと思います。今回、エイト・カントリーの利益が上がらなかったから仕方ないですが、本来であれば、しっかり北杜市が利益をいただいた中で、それが北杜市に還元されるのであれば、大きな



意味で県民福祉の向上につながっていると思います。そうやって市町村が独自の取り組みをいろいろとやる中で、市町村の競争力やスキルアップが図られるのではないかと私は思っております。だから、県が全てやるのではなく、ある程度は市町村の裁量に任せて、市町村のモチベーションをあげていくことも私は一つの手であると思いますが、どうお考えでしょうか。

末木県有林課長 委員おっしゃるとおり、すべてを県がやるのは当然無理で、どうやって役割を分けていくかという話があると思います。例えば、エイト・カントリーについては、県民全体の利益につながりますが、先ほど申し上げたとおり、まずは北杜市の部分が一番大事だと思うので、その効果が県全体に及ぶのは県、ローカルな部分は市、と分けるとか、一律でこうしますというものではないと思いますから、市町村とその辺は話し合いながら、市町村ができる部分は市町村にやっていたくという考え方は必要かと思っております。

白壁委員 議案番号78番について、そもそもなぜ貸し付けたのだろう。何のための貸し付けだったのか説明できますか。

末木県有林課長 78番は、昭和9年からの契約で、JR甲斐大泉駅の前にございますが、最初は、この開拓があった。駅前ということでそこが商業地になったということで、最初は商業地として貸し付けたものであります。

白壁委員 商業地をどこの誰でもいいから貸し付けるということではなくて、ここは、いわゆる保護財産区に貸し付けたと。保護財産区から、村落共同体構成員のところ、いわゆるその構成メンバーのところへ貸し付けたという認識ですか。

末木県有林課長 昭和9年の時には、北巨摩郡大泉村外5ヶ村恩賜県有財産保護組合に貸し付けております。その前から入会慣行があつて、ここに貸し付けを許可したということで、その構成員の方々が利用することを前提にスタートしたと認識をしております。

白壁委員 今その捉え方は、変わらなくあるということでしょうか。

末木県有林課長 考え方は変わっておりません。村落共同体の構成が利用する形と認識をしております。

白壁委員 そういう前提になってくると、貸地という看板が立っていて、貸地は村落共同体構成員の方々のみとは書いてないけれど、何のため、誰に貸すことを考えているのですか。

末木県有林課長 話を聞いたところ、この貸地看板は、村落共同体の方だけに限定しているものではないようでございます。そこで利益が発生するとどうなるかという議論があると思いますが、財産区で、恩賜県有財産を保護・管理する費用に充てていただくのであれば、断れないかと思っております。

白壁委員 この土地は、いわゆる入会慣行と言われる民法上で認められている入会権を行使できる立場の人たちのために、貸し付けた土地である。その土地を、さらに入会権の発生する村落共同体構成員の方々に貸し付けるのが本来の筋だと思う。それ以外の人たちに貸すとなると、別荘分譲と同じ扱いになってくるよね。ここはちょっと違うと思う。そうやってきたときには、貸地ではなくて、返してもら

う土地じゃないのと私は言いたい。維持管理の収益を上げるために、というのは、スバルラインの有料道路管理方式とは違うわけだから、当時の発想は、商業地として、そこは入会権のある地域で、構成員がいると。その人たちが地域のためにもぜひ貸してもらいたいということからスタートしていると思うので、そこが貸地として残っているとしたら、もう返してください、使用目的から逸脱しています。契約書の中で返せるようになっているので、この貸地の捉え方について合点がいけないです。明確にお答えいただけますか。

末木県有林課長 石堂山の財産区の基金条例というのがありまして、いろいろな状況に備えるために基金として蓄えるというものもあるので、委員の意見も踏まえて、この点につきましては、一度、財産区と話し合いをしてみたいと思います。

白壁委員 もちろん、地方財政法上の基金という項目があって、将来のために基金を積み立てるということもわかる。いろいろな目的基金もある。だけど、県が許可を出すから転貸オーケーだよと言っても、使っていないなら返してもらった方がいいのではないかと、一般の人たちから言われかねないと思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。あと、素朴な質問で、議案番号80ですが、先ほどの説明の中で、減免措置基準の妥当性がいろいろ書いてありますが、効用を高める付随的な建築物または工作物も含むということで、住宅の一部であるから2点ということですが、付随というと、隣接、くっついている言い方だね。ここは道の反対側のかなり離れたところにある車庫だね。この捉え方は、いかがなものでしょうか。素朴な質問ですいません。説明いただければと思います。

末木県有林課長 確かに、場所が分かれていますので、我々も調べまして、北杜市でこの建物自体を、附属家として固定資産税をとっていることが確認できたので、そういったところを参考にして、建物、住宅という附属家としたところでございます。

白壁委員 一般常識で考えたときに、全く離れているところに車庫がある場合、徴収する人たちであれば、多く取れるとしたらそういう捉え方をするかもしれませんが、一般感覚で言えば、離れているのに、こっちの建物と一緒にですよと言って一般の人たちが納得しますか。少しでも税をいただきたい人たちであればそうかもしれないけれど、一般的にみると違うよね。逆に言うと、もっとお金をもらうために離れているところは外した方がいいのではないかと考えませんか。

末木県有林課長 委員のおっしゃることはわかりますけれども、考え方としまして、上物が附属家として税金がかかっている。我々は土地でございまして、やっぱり上の税金と下の税金の整合性を図るべきではないかと考えるところでございます。

白壁委員 県民からアンケート取ったらおもしろいことになると思うけれど、普通は違うと思うよ。部内でももう一度、協議・検討していただければと思いますけれど、固定資産税として考える徴収権を持っている方々の捉え方と、2点プラスして、少しでも減免してあげようと思っているのか、それともこの建物を持っている人たちから少しでも、1円でも10円でも多く、県民のための財産であるので、その分をいただきたいと思っているのか。そうすると離れていても全然問題ないですということになってくると思うので、その辺は、内部で確認をしていただいて、どうしてもそういうことでしかありませんと言われても仕方ないけれど、一般的な考え方からすると違うかなということ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

末木県有林課長 委員からいただいた意見を踏まえ、部で検討したいと思います。

卯月委員長 先ほど、志村委員から質問がありました当初の契約金額について、委員会として、資料を要求してよろしいでしょうか。

末木県有林課長 すみません。資料が手元に届きましたので、口頭で説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

卯月委員長 では、口頭で説明をお願いいたします。

末木県有林課長 まず、80番につきましては、昭和30年で749円。次に、78番につきましては、昭和9年で16万2,888円。続きまして84番。これは昭和23年で4,341円。最後に101番は、昭和40年で154万5千円でございます。面積が現在とは変わっているかもしれませんが、最初の契約当時の金額はこうであったということでございます。

卯月委員長 以上で質疑を終了いたします。

執行部におかれましては、この委員会の調査期限が9月定例会閉会までということになっておりますので、95件のうちの残りの案件についても、適切に速やかに再調査をしていただき、その結果につきましては、当委員会に適時報告をお願いしたいと思います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する中間報告の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・今後の審査日程等の決定は委員長に委任された。

以 上

県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員長 卯月 政人